

2016年5月26日

障害のある人の地域生活に関して―法律改正等に関して―

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代表 光 増 昌 久

はじめに

熊本地震で被災にあわれた多くの皆様にお見舞い申し上げます。一般市民と避難所で生活している多くの障害のある人、福祉避難所も少なく困難な生活を過ごしている人たちの支援を国が総力をあげて取り組むことをお願いします。

当学会も実態の調査、どのような支援をすべきか等を検討し、関係団体と連携し協力していきます。

特に、障害者施設、グループホームが倒壊、傾きなどで住めなくなった人たちの住居を確保する上で、早急に仮設の住宅、仮設のグループホーム等を設置してください。また、グループホームの実態に合わせた仮設グループホームの建設と入居を配慮してください。

当学会の現地調査から見てきたところとしては、多くのグループホームがいまだ落ち着かない状況があり、入居者が安心して暮らせるグループホームの事業運営が、状況によっては継続できるどうかなどの心配の声も多くあり、東北の被災した岩手県、宮城県、福島県等の多くの経験から学び、当事者の意見や意向を尊重して対策を進めていただきたくお願いします。

1. 障害者差別解消法が4月から施行されました

障害があってもどこに住むかは、本人の自己決定です。残念ながら国内各地でグループホームの開設にあたって全国で住民の反対運動が起っています。

差別解消法基本方針では、「地域住民等に対する啓発活動の中で、ウ グループホーム等の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを周知するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行う」と記載されています。

しかし、グループホームができて地域に反対ののぼりを立てている地域もあります。これが日本の実態です。



高松市の事例

グループホームをマンション、アパートなどに開設する場合も色々トラブルがあります。

2. 障害者総合支援法の3年後の見直しに関して

社会保障審議会障害者部会で論議され、「障害者総合支援法3年後の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」として平成27年12月14日に報告され、国会に提出されている「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」は、報告書を受けて法律改正で必要な10項目が挙げられています。その他の検討課題は、平成30年4月の報酬改定の論議の中で検討がなされることになっています。

「障がい者制度改革推進会議」の元で開催された総合福祉部会の骨格提言（平成23年8月30日）P33では、

表題 グループホーム・ケアホームの制度として

結論 ○グループホームとケアホームをグループホームに一本化する。グループホームの定員規模は家庭的な環境として4～5人を上限規模とすることを原則とし、提供する支援は、住まいと基本的な日常生活上の支援とする。

と、提言されています。当学会も同じ考え方です。

残念ながら1住居10人のグループホームが同じ地域に数多く建てられて集約されている地域もあります。本来のグループホームに近づきたいものです。

その後の検討会などでも住居の定員の見直しの意見は多く出ていましたが、見直しはできずに、現行の住居定員2名から10名になっています。

総合支援法の見直しの中では、ケアホームが廃止され、グループホーム（共同生活援助）に一本化になり、介護サービス包括型と外部サービス利用型に類型が整理されました。また、グループホームからアパートに一人暮らしをする人にサテライトが新設されています。さらに夜間支援体制の見直し、障害の重い人の報酬の見直しなどが行われました。

今回の法改正案では、グループホーム（施設入所支援、精神科病院等も含む）からアパートで一人暮らしをする人を支援する「自立生活援助」が検討されています。

論議では、10万人を超えた入居者の見直し、グループホームは、障害の重い人の住居とする等の意見が出ています。例えば、非該当、支援区分1の利用者が今後グループホームのサービスが利用できなくなるようなイメージを、入居者や家族に与えるかのような論議でした。

障害者部会で出された資料は、精神科病院の入院患者の意向調査の結果が反映されていました。しかし、知的障害のある入居者等の意向は反映されていません。

グループホームからアパートに一人暮らしを目指す人の支援体系を充実することは評価できます。しかし、その支援実態を十分把握した上で新しい制度の論議をすることを希望します。相談支援の地域移行支援、地域定着支援、一人暮らしを支える居宅介護の利用も含めて調整する必要があると思います。

グループホームで暮らすか、アパートで一人暮らしを目指すのかは、利用する本人の自己決定にゆだねるべきで、相談支援専門員と共に相談できる体制も必要です。障害支援区分が非該当、区分1の人が30年4月からグループホームを利用できないことにならないように論議をしていただきたいと思います。

法律事項以外の見直しは、報酬改定の論議に引き継ぐこととなりますが、利用者負担の見直し、通所事業所への食事提供加算の廃止、介護サービス包括型のグループホームにおける支援区分4以上の入居者への個別の居宅介護の利用の見直し等経過措置の見直しも行われようとしています。利用者の声を把握して、慎重に検討することを希望します。

衆議院厚生労働委員会、参議院厚生労働委員会の参考人質疑、論議をじっくり聞かせていただきました。今後の検討課題は両院の附帯決議に表れています。さらなる議論を継続してくださる事を期待したい。またALS協会の岡部さんの意見にもあるように、障害福祉サービスを利用する当事者からの聴き取りを丁寧に行ってほしい。参議院厚生労働委員会での議員からの質問にもあったように内閣府障害者政策委員会には、知的障害者、精神障害者が委員として現在は参加できていません。発足時は参画していました。2名の欠員が生じたままです。障害者部会には、代弁者として親の団体が入っているとの答弁でした。親は必ずしも当事者の代弁者にはなれない場合が多いのです。

世界育成会連盟は、知的障害のあるロバート・マーティン（ニュージーランド）を理事の立場で国連の障害者権利条約を策定する会議に参画させていました。この違いは何でしょうか？ロバートは6月に決まる障害者権利条約委員会の委員に立候補しています。

障害者差別解消法が4月から施行されました。多くの知的障害のある人たちは期待していました。どのような合理的配慮をして、私たちに関する重要な法案を、国会や厚生労働省は情報提供してくれるのだろうか？ 期待は裏切られています。

3. 消防法施行令による消火設備の設置に関して

消防法施行令改正で障害の重い人が住むグループホーム（支援区分4以上8割以上一六項のロに該当）は面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられました。

従来水道連結型スプリンクラーを設置することが難しい場合にも対応できる設備として、あらたにパッケージ型自動消火設備Ⅱ型が認められ、販売が開始となりました。

もともと水道連結スプリンクラーに変わる簡易な設備として開発がすすめられたものの、設置可能な要件として、設置部分の壁が準不燃以上の内装仕上げであることとする内装制限がついたものとなっています。

また、設置にあたっては、部屋数によりますが、5人のグループホームで12～15カ所程度の数になります。価格は設備と工事費をあわせて、一カ所につき30万円から50万円と言われており、12カ所必要となれば、少なくとも360万程度かかることとなります。

さらに内装制限にともなう内装工事を加算すれば、さらに200万円程度かかることとなります。これは、小規模なグループホームにとっては、対応できるものではありません。

グループホームだけ重装備にしていくことで、普通の暮らしからかけはなれた場所となっていることは大きな課題です。

グループホームから一人暮らしに移行した人も、一人で暮らす高齢者も安全に暮らせるためには、グループホームだけの防火対策ではなく、一般住宅で暮らす人たちも含めた安全対策の底上げをおこなっていくことが必要だと考えます。

その後、製造業者が価格を発表しオープン価格で8畳の面積に1ユニットで36万円（貯蔵容器本体セット）と価格提示しています。別に放出ノズル、配線、配管、電気工事、2種類の感知器、銅管のパイプホール、官庁手続き立ち合い検査費等施行に伴い費用がかかり、1ユニットの価格以上に費用がかかることがわかってきました。

また、経過措置（30年3月）までに設置できない事業者も出てくることが予想されます。経過措置の延長、消防設備設置に当たっての補助制度の充実、設置義務の免除規定の検討（夜勤者がいれば、準不燃でなくてもパッケージ型の設置を可能にする等）も行っていたらきたくお願いします。



パッケージ型自動消火設備Ⅱ型 「スプリネックス ミニ」

4. 既存の住宅をグループホームとして利用できるようにしてほしい

寄宿舍の規制緩和がはかられたものの、依然としてグループホームとして既存の住宅が利用できる状況にはなっておりません。障害のある人が街の中で市民として暮らす場を確保しやすくするために、建築基準法の「寄宿舍」への用途変更をしなくても既存の住宅が利用できるようにしていただきたい。

福島県、鳥取県、愛知県などの自治体では「既存の戸建の住宅をグループホームとして活用する場合は、2階建て、延べ床面積 200 ㎡未満であれば住宅として取り扱う＝廊下・階段幅の拡張は不要」等の独自措置がとられています。

4 人から 6 人規模のグループホームとして既存の住宅を利用できるように、建築基準法の見直しを検討していただきたくお願いします。

5. 空き物件を介護保険の小規模多機能にできるように補正予算で補助をだしたように、空き家を障害者のグループホームに改築する費用の補助制度の創設などを検討してほしい。

- (参考) **地域医療介護総合確保基金を活用した在宅・施設サービスの整備の加速化**
空き家を活用した在宅・施設サービス基盤整備支援 (一部新規)
(限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進するため、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備を支援する。)
(補助対象施設)・認知症高齢者グループホーム、・小規模多機能型居宅介護事業所、・看護小規模多機能型居宅介護事業所
(改修補助単価) 1 施設あたり 850 万円

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

ホームページ <http://www.jgh-gakkai.com/>

<学会事務局> 〒231-0806 横浜市中区本牧町 1-120 日本グループホーム学会事務局

E-mail: info@jgh-gakkai.com FAX: 045-228-7728